省　令

○文部科学省令第三十六号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月十九日

文部科学大臣　田中眞紀子

大学設置基準の一部を改正する省令

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「七百五十人」を「八百四十人」に、「第九項」を「附則第九項」に、「百五十人」を「百六十人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第三十七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月十九日

文部科学大臣　田中眞紀子

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

8　平成二十五年度の私立の大学の収容定員（医学又は歯学に関する学部の学科に係るものに限る。）に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条に定めるもののほか、平成二十四年十一月十九日から同月二十二日までの間に文部科学大臣に申請することができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第三十八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第八条の規定に基づき、専門職大学院設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月十九日

文部科学大臣　田中眞紀子

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員のうち同項の資格を有する者（大学院設置基準第八条第三項及び第九条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）がこれを兼ねることができる。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。